

平成29年度第2回山梨県環境整備センター安全管理委員会議事録

(通算第33回)

日 時：平成30年1月30日（火）午後2時00分から

場 所：山梨県環境整備センター 会議室

出席者：○安全管理委員会委員

北杜市副市長	菊原 忍
北杜市生活環境部長	小松 武彦
北杜市明野総合支所長	小尾 民司
北杜市環境課長	中山 和彦
下神取区長	清水 芳樹（代理出席）
浅尾新田区長	三井 光男
浅尾区長	篠原 眞清（代理出席）
東光区長	小林 弘
山梨大学大学院総合研究部教授	坂本 康
山梨大学大学院総合研究部教授	金子 栄廣
東京海上日動リスクコンサルティング(株) 主席研究員	杉山 憲子
山梨県森林環境部次長	丹澤 尚人
山梨県森林環境部環境整備課長	村松 稔
山梨県中北林務環境事務所長	関岡 真

○事務局

山梨県環境整備事業団副理事長	清水 豊（事務局）
山梨県環境整備事業団専務理事	廣瀬 久文（委員兼務）
山梨県環境整備事業団事務局長	関 尚史（ 〃 ）
山梨県環境整備事業団総務管理課管理係長	千須和真司（事務局）

○欠席

上神取区長	坂本 光洋
御領平区長	三井 とも子
中込区長	清水 秀和
浅尾原区長	名取 孝英

配布資料

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 安全管理委員会設置要綱
- ④ 委員名簿
- ⑤ 資料1 環境モニタリング結果について
環境モニタリングで適用する水質に係る基準等の概要
- 資料2 防災調整池の底質（底泥）について
底質調査で用いる底質及び土壌に関する基準等の概要
- 資料3 山梨県環境整備センターの水処理施設の見学について（依頼）（案）

○ 議事

<議長>

それでは、私が議長を務めさせていただきます。委員の皆様には、議事が円滑に進められますよう、ご協力をお願い申し上げます。それでは、次第に従い議事を進めていきたいと思っております。まず、議題1の「環境モニタリング結果について」事務局からの説明をお願いします。

<事務局>

環境モニタリング結果について、資料1によりご説明させていただきます。

少し長くなりますので、座って説明させていただきます。

環境モニタリングは、北杜市及び県と締結しました公害防止協定に基づきまして、処分場周辺の生活環境への影響を調査するために、放流水や地下水の水質検査などを定期的実施しております。

調査地点につきましては、1ページの「調査地点図」でお示しましたので必要に応じてご覧いただきたいと思っております。

今回、皆様にご報告するのは、昨年の7月から12月までの測定結果となりますが、結論から申し上げますと、「当センターの業務による、生活環境への支障は、認められなかった」という結果でございます。

結果の詳細のご報告の前に、モニタリング結果を評価するための基準について、A3版の資料「環境モニタリングで適用する水質に係る基準等の概要」にまとめていますので、ご覧いただきたいと思っております。

一番上の列が「放流水」の排水基準となります。右から2番目の欄の「基準項目の概要」をご覧ください。

まず、「生活環境項目」では12項目について基準を定めており、例えば「浮遊物質(S S)」については、国の基準「60」に対し、「10」となっております。

次に、「健康項目」いわゆる有害物質に関する項目については、28項目について基準を定めており、例えば「ホウ素」については、国の基準「10」に対し、「1」となっており、「河川の環境基準」や、その下の「地下水の環境基準」と同じ値となっています。

ダイオキシン類につきましても、国の基準「10」に対し、「1」となっており、これも、ダイオキシン類対策特別措置法の「水質環境基準」と同じ値となっています。

放流水の排水基準については、公害防止協定により、国で定める基準値の概ね1/10の数値を達成することとしています。

湯沢川や井戸の地下水については、それぞれ河川の環境基準、地下水の環境基準を評価の基準としています。

これらの水質汚濁に係る環境基準項目の多くは「水道水の水質基準」に準じたものとなっております。

浸出水については、処理する前の汚水であるため基準はありませんが、公害防止協定で定めた放流水の排水基準値を参考として比較しています。

最初に「放流水」の測定結果についてでございます。資料1の2頁をお願いいたします。

放流水の排水基準については、廃棄物処理法などで排水基準が定められておりますが、当センターにつきましては、公害防止協定により、法律の基準値の概ね10分の1の数値を基準値として設定しています。

結果は、全ての検査項目において、公害防止協定で定めた排水基準に適合してございます。

3に、参考として水温など4項目の推移をグラフで表示しています。これらの参考項目につきましては、排水基準が定められておりませんが、地下水汚染の可能性を示す目安となるものであり、特に、地下水のモニタリングでしっかりと見ていくものでございます。

3ページをお願いします。具体的な測定結果でございます。左側が検査項目で、上から「生活環境項目」「健康項目」「一般項目」そして「ダイオキシン類」となっています。

「生活環境項目」とは、人の生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている項目です。

「健康項目」とは、いわゆる有害物質といわれるもので、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている項目です。

「一般項目」は、環境基準が設定されていないものの、工場排水に排出規制がある物質など、必要と思われる項目です。

「ダイオキシン類」は、ダイオキシン類対策特別措置法で環境基準が当てはめられております。

検査項目の2つ右の太枠の列が、公害防止協定で定められている放流水に係る排水基準値となります。

右側の太枠で囲まれている箇所が今回報告する数値となっております。

個々の検査結果の説明は省略させていただきますが、排水基準値を大きく下回っていることがお分かりいただけると思います。

今年7月以降に、数値として検出されているのは、11番の「溶解性マンガン含有量」と、40番の「ふっ素及びその化合物」と、48番の「ダイオキシン類」の3項目だけで、いずれも環境基準を十分に下回っており、その他の項目は、「何々未満」あるいは「不検出」という結果でございます。

ちなみに、「何々未満」というのは、分析値として正確に表せる最低の数値より小さいということで、「定量下限値未満」ともいい、「不検出」とは、基準値が「検出されないこと」

と定められている項目において、定量下限値を下回った場合は、「何々未満」という標記ではなく、「不検出」と表記する扱いとなっております。

次に、放流水が流入する「湯沢川」のモニタリング結果についてご説明します。資料の4頁をお願いします。測定結果ですが、生活環境項目の6番の「大腸菌群数」が、基準値「1,000以下」に対し、上流で、8月が「35,000」、10月が「3,300」、下流で、8月が「14,000」と、環境基準値を超えております。

しかし、処分場の放流水は滅菌した後に放流しており、大腸菌群数は「ゼロ」となっておりますので、処分場の放流水の影響によるものではございません。

なお、湯沢川では、過去にも高い数値が出ており、今回だけ高くなったという状況ではなく、また、県内の他の河川でも高い数値で検出されていることから、特に問題がある数値ではないと考えられます。

次に、湯沢川上流（左側の表）において、健康項目の16番「砒素」が、基準値「0.01以下」に対し、10月が「0.012」と、わずかに河川環境基準値を超えておりました。

しかし、処分場の放流水においては、砒素は「0.005未満（定量下限値未満）」となっておりますので、処分場の放流水の影響によるものではございません。

湯沢川では、過去にも砒素が検出されており、増富水系の地質に影響を受けているものと考えられます。

その他の項目については、すべて河川環境基準を満たしており、処分場の放流水による影響は認められておりません。

次に、5頁をご覧ください。浸出水の測定結果です。浸出水とは、埋立地に降った雨が、廃棄物の中を通過して出てくる汚水のことです。センターの水処理施設できれいにする前の汚れた水ですので排水基準というのはありません。このため、参考として、放流水の排水基準と比較しております。

まず、青色の枠で囲ってある、カドミウムなど23項目は、これまで一度も参考値を超えたことが無い項目です。

その下の、緑色の枠で囲われている、鉛など16項目は、超えたことがある項目でございますが、これを直近2年間の状況で見ますと、その下の赤色の枠で囲った、「溶解性マンガン」と「大腸菌群」、「ほう素」の3項目だけとなっております。

赤色の枠に、3項目について、簡単に記載させていただきました。まず、一つ目の「溶解性マンガン」ですが、これは、水の中に溶けているマンガンのことです。マンガン自体は、鉄に次いで広く地球上に分布している重金属でありまして、また、人にとっては必須の微量元素で、これが欠乏すると成長障害などを起こすことが報告されていますが、逆に、

過剰に摂取すると運動失調やパーキンソン病などになることが報告されています。

また、水道水の中にマンガンが溶けていると、水道水への着色障害が生じるため、着色障害を防止するための基準として、水道水の水質基準値が定められています。

次に、2つ目の「大腸菌群数」ですが、糞便の病原細菌混入の可能性を示す指標となっていますが、大腸菌群は糞便以外に土壌等の自然界に広く分布しています。

3つ目の「ホウ素」ですが、これは、ガラス、ホウ酸団子、医薬品などの材料として知られており、海水中にも含まれています。人への影響としては、吐き気、腹痛、下痢などがあると言われているものです。

なお、これらの項目は、参考としている排水基準を超えているといいますが、水処理施設で排水基準値を満たすように適切に処理して放流していますので問題はありません。

6頁をお願いいたします。直近2年間で参考値を上回っている先ほどの3項目の結果をグラフにしました。グラフの上部にある青い直線は、国で定める放流水の基準を表しており、下部の赤い直線が参考値とした公害防止協定で決めた当センターの排水基準となります。また、緑の折れ線が浸出水の結果、水色の折れ線が放流水の結果を表しています。

例えば、下のグラフの41番「ほう素」ですが、こちらは健康項目（有害物質）となりますが、参考基準値「1」に対し、直近の10月は「1.5」という状況です。グラフを見ていただきますと、3項目とも国の基準値を下回っている状況でございますが、まだ、排水基準を超えており、水処理施設で適正に処理していくものであります。

7頁をお願いいたします。具体的な測定結果ですが、右側の枠が、放流水の排水基準（参考値）でございます。繰り返しになりますが、浸出水とは、廃棄物の層を通った汚水であり、水処理施設できれいにする前の汚れた水ですので排水基準というのはありません。このため、参考として、公害防止協定で定められている放流水の排水基準と比較しております。

前のページで説明しました3項目以外は、水処理施設で処理する前の状態でも、既に公害防止協定で定めた放流水の排水基準値以下となっており、処理が必要ないくらいの濃度となっています。

次に、8頁をお願いいたします。モニタリング人孔の測定結果でございます。モニタリング人孔とは、埋立地の遮水工の下地下水を採取するマンホールのことです。主な設置目的としては、地下水の水位上昇や洗掘によって、埋立地の底面の遮水工を損傷することを防止することです。もう一つの目的としては、水質が悪化していると遮水工の損傷が疑われるということで調査しています。

これまでの測定結果については、全ての検査項目で、モニタリング開始から現在まで、地下水環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法の環境基準を十分に達成しています。

3. 参考項目では、水温など4項目の推移をグラフで表示しています。測定結果では水温は季節によって変動があるものの、PH、電気伝導率、塩化物イオンは、ほとんど変動はございません。

9頁をお願いします。モニタリング人孔では通水がないことが多く、多くは欠測となっています。しかし、今回は、10月下旬～12月上旬まで通水があり、10月と11月の2回、全項目を調査しました。測定結果は、すべての検査項目について、地下水環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法の水質環境基準に適合していました。

10頁をお願いいたします。こちらは、モニタリング人孔で連続測定している電気伝導率と水素イオン濃度(pH)の測定結果となります。これらの測定値に大きな変動があると、浸出水の漏洩が疑われることから、24時間連続で測定しているものですが、これまでの通水時の測定結果に大きな変動はなく、浸出水の漏洩を疑わせるような状況は認められておりません。

次に、地下水観測井1号のモニタリング結果についてでございますが、1号井戸は、埋立地の上流側にあり、埋め立てた廃棄物の影響を受けない井戸でございます。

資料の11頁をご覧ください。測定結果は、すべての検査項目について、地下水環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法の水質環境基準に適合しております。

3の参考項目の推移では、水温は季節によって若干の変動がありますが、PH、電気伝導率、塩化物イオンは、ほとんど変動はございません。

12頁をお願いいたします。具体的な測定結果となります。有害物質については年4回、一般項目については毎月測定しております。

数値として検出されているのは、27番の「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」と、33番の「ダイオキシン類」の2項目だけで、いずれも環境基準を十分に下回っており、その他の項目は、「何々未満」あるいは「不検出」という結果でございます。

次に、13頁をご覧ください。地下水観測井2号の結果です。こちらも、全ての項目で、地下水の環境基準及びダイオキシン類の環境基準を十分に達成しております。

3の参考項目では、観測井1号と同様に、水温は季節によって若干の変動がありますが、PH、電気伝導率、塩化物イオンは、ほとんど変動はございません。

14頁をお願いいたします。こちらも1号井戸と同様に、数値として検出されているのは、27番の「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」と33番の「ダイオキシン類」の2項目だけとなっており、いずれも地下水の環境基準を十分に下回っており、その他の項目は、「不検出」あるいは「定量下限値未満」という結果でございます。

次に、15頁をお願いいたします。こちらは、2号井の連続測定の結果となります。測

定結果に大きな変動はないことから、浸出水の漏洩が疑わせるような状況は認められておりません。

続いて、16頁をご覧ください。地下水観測井3号の結果です。こちらも、全ての項目で、地下水の環境基準及びダイオキシン類の環境基準を十分に達成しています。

3の参考項目でございますが、水温は季節によって若干の変動がありますが、pHはほとんど変動がない状況です。電気伝導率と塩化物イオンについては、搬入開始直後と比較して平成23年頃に数値が高くなっていますが、それ以降は特に大きな変動はない状況ですので、問題はないと考えられます。

17頁をお願いいたします。こちら観測井1号、2号と同様に、数値として検出されているのは、27番の「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」と、33番の「ダイオキシン類」だけで、いずれも地下水の環境基準を十分に下回っており、その他の項目は、「不検出」あるいは「定量下限値未満」という結果となっております。

次に18頁をご覧ください。井戸所有者や北杜市にご協力をいただき、処分場周辺の民有井戸や水道水源など6箇所の地下水の水質について、年2回の測定を実施しております。

測定結果ですが、昨年8月に実施したものが今回報告するものです。こちらほとんど項目で「不検出」「定量下限値未満」となっています。数値として検出されているのは、27番の「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」と、33番の「ダイオキシン類」の他に、場所によっては、25番の「ふっ素」、26番の「ほう素」が検出されている井戸もございますが、いずれも地下水の環境基準を十分に下回っており問題はございません。

最後に、19頁をお願いします。こちらは、悪臭と発生ガスのモニタリング結果となります。

まず、悪臭ですが、夏と冬の年2回、空気を採取して臭気指数を測定しています。臭気指数とは臭いの強さを表す数値で、数値が多きいほど臭いが強くなります。結果は10未満となっており、公害防止細目規程で定めている保全目標である13未満を下回っています。

次に発生ガスです。測定地点ですが、埋立地の底には雨水を集めるための集排水管が張り巡らされており、この集排水管に垂直に接続された豎型集排水管があり、この中のガスを採取して分析を行っています。

豎型集排水管【1】が最も深く、【2】、【3】と埋立地の上流部に移動するに従い浅くなっており、廃棄物層の厚さも【1】から【3】へと順に浅くなっていきます。

測定項目は、メタン、二酸化炭素、硫化水素、アンモニアの濃度と、ガスの流量を測定

しています。発生ガスの測定は、廃棄物の安定化の状況や廃止基準への適合状況を把握するために実施しているもので、濃度等について維持管理上の基準値というものは定められていません。

測定結果ですが、廃棄物層が最も厚いところにある堅型集排水管【1】のガスのうちメタンの濃度が高い状況になっています。メタンは、有機物が、酸素のない嫌気性という状態の中で分解をすることにより発生するもので、濃度が高い原因としては、平成26年に実施した最終覆土工事により、水みちが変わったことや、通気性が変化したこと、また、廃棄物中の有機物の分解が徐々に進行してきたということが考えられます。

昨年5月のメタンの濃度は3,700ppmでしたが、8月が120,000ppm、10月が59,000ppmという結果となりました。28年度の状況を見ても、夏と秋に濃度が高く、冬には低いという変動となっており、メタンの濃度は季節に応じて変動していると考えられます。

メタン自体は、無害・無臭で、メタンそのものの人体への影響は無いと言われています。また、他の管理型最終処分場においても、30万～40万ppmという濃度で発生している事例もあり、当センターが他の最終処分場と比較して、異常と考えられる状況ではありません。二酸化炭素もメタンと併せて高くなっていますが、硫化水素とアンモニアは、これまでの測定結果と比較すると、特に高い状況ではありません。

堅型集排水管【2】と【3】については、高いという状況ではありません。引き続きモニタリングを継続する中で、その推移を注視していきたいと考えております。

以上で環境モニタリング結果の説明を終わります。

<議長>

ありがとうございました。ただ今、事務局からの環境モニタリング結果について説明いただきました。これに対して、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。何かございませんでしょうか。

<議長>

はい、お願いします。

<委員>

直接的な環境モニタリングのデータ、勿論関係するんですが、データ上のことなんですけど、折角の機会ですからご説明を事務局の方からいただきたいと思うのは、お言葉の中にもあったんですけど、国の排出、処分場の廃止基準がありますね。その廃止基準で示されたような項目の数字がどうなっているということと、それから、オーバーしているものがあるとするれば、それについて今後の推移がどんな状況になっていくのか。どのくらい基

準値を下回る、国の基準値を下回るのにどの位の年数なり期間なりが要するという予測ができるのか。そのへんのところまでもしお答えがいただければありがたいんですけども。みなさんにも理解していただく意味で、項目ごとの数値をちょっと示していただいて、今のデータの中で、ご説明いただけるとありがたいんですけども。

<議長>

では、よろしくをお願いします。

<事務局>

全ての項目について今手元に無いので申し訳ないのですが、今問題となっているというか、処理しなければならないのは資料の6ページの表にまとめてありますけども、これらの項目以外については、国で定めている、廃棄物処理法で定めている基準値、それと、こちらの方で公害防止協定で決めている排水の基準値を全ての項目で下回っておりまして、今現状、適正に処理していかなければならないという項目はこちらの溶解性マンガンと、ほう素ということになっております。

それで、適正に処理していかなければならないというのはどういうことかと申しますと、水色の点線で示していますが、廃棄物処理法で示している排水の基準値となりますけれども、それ自体については、マンガンもほう素も下回っている状況であります。

ただ、公害防止協定の中で地元の皆様と処理するレベルを排水基準として定めたのが赤い点線で定めているものであります。ですので、現状では、溶解性マンガンとほう素につきましては、処理する前の水が排水基準値を上回っているということでございますので、それを今特に注意して適正に処理しているという状況でございます。

今後の見通しということですけども、これについてはすぐに下がるようには見通せないもので、しばらく処理を適正にしていかなければならないと考えています。

<議長>

はい。お願いします。

<委員>

ありがとうございます。

もう一つ国の基準では、要するに発生するガス、先ほどらい説明がありましたけども、そのガスに関して、例えばメタンガス、これらに関しても要するにガスが発生しないという事が一つの前提になっていた、クリアする為に、廃止するためには必要だと言う風に理解していたのですが、その点はそういうことでよろしいのでしょうか。

<事務局>

最終処分場の廃止基準につきましては、廃棄物処理法の中で決められておまして、1つは先ほど説明しました、浸出水が処理しないで良いレベルまで落ちるということと、もう1つがですね、埋め立て地中のガスが発生しない、あるいは発生しているものがそれ以上増加しないという状態が2年間続けば、廃止基準に適合するという制度というふうになっています。

<委員>

あの、1点確認ですけど、先ほどの説明のなかで、溶解性マンガンあるいはホウ素に関して、国の基準、国で示す廃止基準は、ここの処分場というんですね、この処分場として設けた排出基準、公害防止協定に基づいて設けた排出基準をクリアすることが条件という理解でよろしいですか。国の基準とは別にその自主的に設けたものをクリアすると言ったことが。

<事務局>

公害防止協定で定められた基準をクリアするというのが、廃止基準の適合になるということですよ。

<委員>

ありがとうございました。で、結論的には今の時点でどの位廃止までに時間がかかるかっていうものについては、今の時点では見通せないという理解でよろしいですか。

<事務局>

はい。

<委員>

わかりました。ありがとうございました。

<議長>

はい。ありがとうございました。他いかがでしょうか。

<議長>

よろしいでしょうか。はい。それでは他にご質問、ご意見無いようですので、次に進ませていただこうと思います。次に議題2の「防災調整池の底質について」ということで、事務局からの説明をお願いします。

<事務局>

それでは、防災調整池の底質について、でございますが、昨年10月に実施しました底質の厚さの計測結果の報告と、来年度に実施する底質調査計画についてご説明いたします。

説明の前に、防災調整池について、資料2の2ページの左側の図をご覧ください。

これは、当センターの配置図ですが、防災調整池は、埋立地の下流、左側の赤い丸印のところに位置しており、大雨が降った際に、一度に大量の雨水等が下流に流出することのないように、下流に流れる水量を調整するために設置しているものです。

防災調整池には、水処理施設からの放流水、モニタリング人孔の地下水、湯沢川の付替え水路からの水、処分場内に降った雨水が流入しており、防災調整池の底に溜まっている底泥のことを底質といいます。

それでは、1ページに戻っていただきまして、まず、1、の底質調査に関する経緯についてご説明いたします。

当センターでは、浸出水処理施設で処理した放流水が防災調整池へ流入する構造となっており、一部の地元住民の方々から放流水による底質への影響について調査するよう要望が出ておりました。また、その要望を受けまして、北杜市からも事業団に対して調査を実施するよう要請が出ておりました。

しかしながら、私どもといたしましては、先ほど環境モニタリング結果でもご確認いただいたように、放流水は、概ね国の基準の1/10であり環境基準を下回っているものであること、また、防災調整池の下流にあたる湯沢川等の水質についても問題がないことを考慮して、放流水が流入する防災調整池の安全性に問題はなく、防災調整池の底質調査は必要ないと判断しておりました。

これに対し、安全管理委員会の議論のなかで、住民の不安を取り除くために1回は底質調査を実施した方が良いとの意見があり、平成27年度に底質の調査項目や評価方法などの内容を安全管理委員会に諮り、11月に底質を採取し調査をしたところでございます。

この結果は、「すべての項目において、底質暫定除去基準、底質環境基準、土壌環境基準の各基準値を下回っていた」というものであり、平成27年度第2回安全管理委員会で皆様に報告し、安全性についてご確認いただいたところであります。なお、調査結果の詳細につきましましては、2ページの右側の表のとおりでございますので後でご確認いただきたいと思います。

結果を報告した安全委員会において、底質調査を再度実施するよう意見があったことを受け、昨年度の委員会で、底質調査を平成30年度に再度実施することが決定されました。

また、再度調査する時期を決めていくなかで、専門委員の先生から、底質調査は、通常、新たに一定程度溜まった底質の泥を調査して、そのデータがどう変化するのかをモニタリ

ングしていくものである、つまり、泥の溜まる速度に応じて調査を実施していくもののご助言をいただきました。このため、底質の厚さを年1回計測して、堆積状況を継続的に把握していくこととなりました。

これらの経緯から、今回は、今年度を実施した底質の厚さの計測結果の報告と、来年度に実施する底質調査計画について提案するものでございます。

まず、昨年10月に実施しました底質の厚さの計測結果ですが、資料の2、の底質の厚さの計測結果でお示ししています。結果の前に計測方法を説明させていただきます。

(実物を見せながら)まず「アルミスタッフ」という長い定規で池の底から水面までの水深を測ります。この値を(A)とします。次に「底質測定板」という、30cm角の孔の開いた鉄板に巻き尺を取り付けたもの、これを池の中に静かに沈めていき、泥の表面で止まったところの水深を測ります。この値を(B)とします。この(A)と(B)の差を「底泥の厚さ」とする方法でございます。

計測は平成29年10月26日の木曜日、天気は晴れており、午後2時から2時半まで実施いたしました。当日は一部委員の方にも見学にお越しいただきました。ありがとうございました。計測場所については、防災調整池の「中心地点」及び「その4方位」の計5地点を計測いたしました。資料の写真にありますように、平成27年度に実施した底質調査と同じく、調整池にロープを十字に張り、交点(中心点)とその4方位を計測いたしました。なお、今回の計測は職員2名がボートに乗って行いました。

(2)の計測結果となりますが、資料の真ん中にあります図をご覧ください。地点の表示は、中心点、中心点から見て南側を①、西側を②、北側を③、東側を④といたしました。①～④は、中心点から3m離れた箇所となります。

結果といたしましては、池の中心点の底質の厚さが約8.5cm、①中心点の南側が約10.5cm、②中心点の西側が約15.5cm、③中心点の北側が約24.5cm、④中心点の東側が約10.0cmという結果でございました。

ちなみに、昨年1月に池の中心点の計測を試行的に実施した結果は、約10.5cmでございました。その時と比べると約2cm減っているかのような結果となっております。これは、アルミスタッフを挿し込む場所や測定板を沈める場所を、前回と全く同じとすることができないことから、誤差が生じたものと考えられます。この誤差については、水上での調査であることと、不慣れな職員が実施していることからご容赦いただけたらと思います。

底質の堆積状況の把握は、底質調査する時期を確認するために実施していますが、そもそも底質調査は、一般的に、1m毎の厚さの層を分析していくものであります。このため、数センチ程度の堆積の変化は、数十cmの単位の厚さの変化を確認できれば十分であり、この厚さの計測方法は調査時期の把握としては有効と考えております。

全体的な状況としましては、中心点の③の北側、流入口近くに20cm、②の西側に15cmを超える底質の堆積が確認されました。写真に水の流れを示す矢印を記入していますが、底質の堆積も水の流れに沿って傾斜的に堆積していると考えられます。

この計測の結果を踏まえながら、3 平成30年度実施の底質調査計画についてご説明いたします。まず、(1) 調査の時期でございますが、底質調査の実施においては、専門委員をはじめ委員の皆様にもお立合いいただきながら採泥を実施できればと考えていることから、こちらへお越しいただく負担を減らすためにも、来年度第1回の安全管理委員会開催日に合わせて採泥を実施できればと考えております。

続いて(2) 調査の内容についてご説明します。通常、モニタリング調査は、同じ調査内容で実施していくものであり、平成27年度の調査結果と比較するために、調査項目、測定方法、調査地点、採取方法及び調査結果の評価については、平成27年度の調査内容と同じ内容で実施したいと考えています。

底質調査の内容については初めてお聞きする委員もいらっしゃいますので、調査内容について具体的に説明させていただきます。はじめに、環境基準という言葉が資料に多くありますので、環境基準について説明します。

この環境基準といいますのは、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、法律に基づき定められている基準でございます。

この環境基準は、行政上の目標値でございます。この基準を上回ることが無いように、法律による規制等、様々な行政上の施策がなされているところです。

環境基準には、大気、騒音、河川や地下水などの水質、土壌、ダイオキシン類について定められています。先ほどの環境モニタリング調査においては、湯沢川や周辺井戸の結果を評価するためにそれぞれ河川の水質と地下水の環境基準値を用いました。

なお、水の底に溜まった泥である底質は土壌とちがうため、防災調整池の底質に対して環境基準は適用されていないところです。

では、最初に(2) ①の「調査項目と測定方法」についてでございます。調査項目は、表の一番左に記載しています。

一番上の欄の「水銀」と「PCB」ですが、こちらは、水俣病、カネミ油症の原因物質として注目され、全国各地の港湾等の底泥や魚介類から検出されたことにより、大きな社会問題へと発展したことを受け、公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染底質の除去等の基準として、底質の暫定除去基準が定められている物質です。

この基準は、環境省の通知に基づく基準ですが、考え方は環境基準と同じものです。底質暫定除去基準は、防災調整池の底質に適用される唯一の基準として、防災調整池においてはこの水銀とPCBの2項目のみ基準が適用されることとなります。表の右側に測定方法を記載してございますが、底質の暫定除去基準に定められた測定方法により調査いたし

ます。

次に、「ダイオキシン類」でございます。ダイオキシン類は、ごみ焼却による燃焼などにより発生する物質で、難分解性であり、発がん性を有するとされ、ダイオキシン類対策特別措置法により、その汚染防止のための対策が取られている物質です。このダイオキシン類は、底質の環境基準に定められている項目であります。しかし、この環境基準は川や湖などの公共用水域に対してのみ適用される基準であり、事業場内の管理内にある防災調整池には適用されない基準ではございますが、一般的な底質の基準として定められている項目でございますので、調査対象いたします。測定方法についても、底質の環境基準に定められた測定方法で行います。

次に、「カドミウムなどの重金属等」でございます。これらは、土壌の環境基準が定められている「重金属等」でございます。生体への蓄積性があり慢性中毒を引き起こす重金属、急性中毒を引き起こすシアン化合物などがございます。また、地下浸透しにくく、比較的土壌に留まりやすいという特徴があります。この土壌といいますのは、いわゆる土でございます。一方で、底質といいますのは、水の底に溜まった泥でして、土壌とは異なり、この土壌環境基準は適用されません。

しかし、底質の環境基準はダイオキシン類についてのみしか定められておらず、重金属等についての底質の環境基準の定めはないこと、重金属等による地下水汚染の未然防止のために、土壌環境基準による調査を実施しておいたほうが良いとの考え方から、これらの項目についても調査を実施いたします。測定方法につきましても、土壌環境基準に定められた測定方法で行います。

次に、「ジクロロメタンなど揮発性有機化合物」でございます。これらの項目は、土壌環境基準が定められている「揮発性有機化合物」で、主として生体への蓄積性は無いが、発がん性を有すると言われていた物質で、地下浸透しやすく、表層土壌に比較的留まりにくいといった特徴があるものです。

これらの項目につきましても、土壌環境基準に定められている物質でございますが、防災調整池の底質には適用されるものではございませんが、重金属等と同様、調査対象いたします。測定方法につきましても、土壌環境基準に定められた測定方法で行います。

なお、平成27年度調査では11項目でございましたが、「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」について告示があり、平成29年4月1日より「クロロエチレン」及び「1,4-ジオキサソラン」が追加されました。そのため、平成30年度に実施する調査については、この2項目を追加して調査いたします。

最後に、「有機りん、PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ」でございます。こちらは、土壌環境基準が定められている「農薬等」で、農薬については急性毒性を有するとされており、PCBは比較的土壌に留まりやすいといった特徴がございます。これらも、防災調整池の底質には適用されるものではございませんが、調査対象いたします。測定

方法につきましても、土壤環境基準に定められた測定方法により行います。

以上が、調査項目と測定方法になります。

次に、資料の2ページに行きまして、②の調査地点及び試料の採取方法についてでございます。これも平成27年度と同様に、防災調整池の底質の2検体と処分場の上流部の森林の表層土壌の1検体の合計3検体を予定しております。

防災調整池については、①といたしまして、底質の表面から10cm程度のものを防災調整池の中心とその周囲4地点で採取し等量混合した試料と、また、②といたしまして、防災調整池の深層の試料の2検体でございます。

なお、深層の底質につきましては、国で示している「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」では、「深さ1mごとに10cm程度の厚さの層を採取し調査すること」とされています。前回の調査では、50cm程度の堆積と見込んで、中心の深層を採取しようとした。しかし、堆積が10cm程度しかなかったため、深層の採取ができませんでした。また、今回、北側の③を含む中心の周囲4地点でも採取を試みましたが、底質が水分を多く含む泥状のため、パイプ状の採泥器から抜け落ちて採取が出来ず、深層の調査を断念しました。

平成30年度調査については、国のマニュアルを見ると深層の調査の必要はないと考えますが、昨年10月の計測で20cm程度の堆積を確認し、分析に必要な10cm程度の厚さの底質が2検体採取可能であることから、深層として計画に入りたいと思います。なお、前回と同様に水分が多いことが想定され、採取が上手に出来るか不明であります。北側の③の地点を主として、できる限り採取していきたいと考えております。

次に、処分場上流部でございます。処分場の上流部に防災ダムというものがありますが、その防災ダムに隣接する森林の表層5地点で採取したものを混合した試料でございます。

処分場の影響を受けない場所を調査するもので、これは、防災調整池において汚染が確認された場合に（その原因が処分場によるものなのか、自然由来によるものなのかを）検証するために実施するものです。

最後に、調査結果の評価についてでございますが、それぞれの基準値であります「底質暫定除去基準」「底質環境基準」「土壤環境基準」と比較し、評価していただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

<議長>

はい。どうもありがとうございました。それではただ今ご説明いただきました内容について、ご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。何かございますでしょうか。

<委員>

よろしいでしょうか。

<議長>

はい。どうぞ。

<委員>

この、今説明がありました防災調整池の右側にある四角のマスは何ですか。

<事務局>

これは、水がここまできますとオーバーフローして、水が堰堤の外へ流れ出る構造となっております。ここに直接水が来て、多くなったらそこから溢れ出る排水口となっております。

<委員>

そうすると直接河川へ流れてしまうということか。

<事務局>

そうです。その水は直接河川へ流入していくと。

<委員>

私がちょっと気になったのは、今説明がありましたが、いまのところ基準値以内ですけれども、それが流れてきた時に、その、それがこう、流れる、例えば雨とかね、そういう時に有害物質が流れてきて、ここから河川に流れてしまう事が。

<事務局>

流れていく有害物質というのは、基本的には考えられないんですけども、そこにもし仮に有害物質があれば河川に流れるということは可能性としては否定できないです。

ただ、今のところ先ほどモニタリングでもご確認していただきましたように、その水が湯沢川に流入しているわけなんですけども、湯沢川のモニタリング結果を見ていただきましても、環境基準を大きく下回っているものでありまして、問題は無いと言う風に現時点では判断しています。

<委員>

この水深はどの位ですか。出口の。

<事務局>

3. 5 m位です。

<委員>

3. 5 m。それで底に泥が10～20 cm溜まっている。

<事務局>

そうです、はい。

<委員>

ということは、底の物がでていく可能性は低い。

<事務局>

はい。底泥の、泥が巻き上がって出ていくということも考えにくいです。

<委員>

はい。

<議長>

よろしいでしょうか。

<委員>

はい。

<委員>

ちょっとよろしいでしょうか。

<議長>

はい。お願いします。

<委員>

今、土壌の方から、素人なのでちょっと解らないんだけど、水の検査の方では、最初、検出される物質として亜硝酸性窒素と何かの数値がいつも少し多めに溜まっているということですね。それを蓄積物の中からも、亜硝酸性窒素と何、ちょっと名前を忘れてしま

ったけど、そういうものも一緒に検出できるのかなど。逆に数値が増えて上がってきているのに土壌では亜硝酸というものが堆積、もししていて数値が増えると言うことは無いのですか。ということを知りたい。

<事務局>

亜硝酸性窒素が検出されているのは地下水から。それと土壌。お聞きになっているのは土壌に亜硝酸性窒素が堆積してきて。

<委員>

そう、堆積してきて数値が高くなるんじゃないかなという疑問。まあ、害か害じゃないかは別として、上から来て数値が上がりつつあるものが土壌に溜まって堆積するような危険性はないのかなという質問なんです。

<事務局>

亜硝酸性窒素につきまして、ちょっと堆積するのか、地下水にそのまま出てしまうのかちょっと私には分からないので、先生いかがでしょうか。

<委員>

もし、解る人がいれば。

<委員>

はい。まず、硝酸性窒素も亜硝酸性窒素もどちらかというとな有機物、木の葉っぱなどについているものなので、それが防災調整池の中にもあるにはあるということですね。ただ、値としては、例えば浸出水にしてもかなり低い値でして、ただ今資料1の7ページの浸出水を見ているんですけども、「7」とか「5」とか「4」とかありますよね。あ、これは違うのか。これにはアンモニアもあるからですけど、例えば硝酸と亜硝酸だけだと、水道の基準が「10」です。ただ、硝酸、亜硝酸についてはこの処理場から出る水は「1」よりも低いんですよ。で、実は水道「10」というのは、甲府盆地の中では「10」まではいかないまでも「5」とか「6」とかいうところが20年くらい前にはありました。そういうような水を水道的には飲めている水であったわけです。それに比べても硝酸性、亜硝酸性窒素については飲むような水なんで、もし防災調整池に有機物があって、溶け出したとしてもそんな量では無いでしょう。多分、川に木の葉っぱが落ちてそこに溶け出すくらいではないかと思います。まあ、心配であれば窒素も測ることもできる。面白いかもしれない。

<委員>

まあ、測ることが自分的には可能ならば、数値が上がってきて、ため池ではないがたま
るのだから、上がってきてもおかしくない物質なんだけど、害はないということは別とし
てこのくらい溜まりましたよということも教えてもらったら良いかなという意見です。測
れるものだったら。

<委員>

面白いというのは研究的に面白いということであり、必要ではない。

<委員>

必要ではない。はい。ありがとうございました。必要でなければ結構です。

<議長>

よろしいでしょうか。

<委員>

はい。

<議長>

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

<議長>

それでは、ほかにご質問、ご意見ございませんので事務局の提案どおり、また来年度調
査を実施していただくということも含めて了承したということにさせていただきたいと思
います。よろしく申し上げます。

(異議無し)

<議長>

続きましてその他に入りますが、その他として事務局から2点ほど報告があるというこ
とです。まず1点目について申し上げます。

<事務局>

資料3をご覧ください。

前回の安全管理委員会で、委員から申し入れがあり、議長から検討するよう指示のあっ

た施設の見学についてです。お手元に、「山梨県環境整備センターの水処理施設の見学について」という通知案をお配りしております。本日、案の内容を説明申し上げ、御了解がいただければ、後日、正式に書面を送付させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、当事業団で検討した概要を説明いたします。資料の2ページ、「1 実施の趣旨」を御覧ください。水処理施設については、従前から、安全管理委員の皆様を確認していただき、地域の方々への情報公開と位置付けてきました。しかし、それぞれの地域の事情により、区長様にご覧いただき、地域の住民の方々に対し、ご覧いただいた状況を説明しても理解を得られないため、直接、地域の方々にご覧いただく必要があるとお考えの区長様がいらっしゃるのなら、従来からの考え方を維持しつつ、それぞれの区の状況に応じ、区長様の御判断により、見学の受け入れを行うこととしたものであります。したがって、地域の方々の見学の要否は、各区長様において御判断頂き、区ごとに申し出をお願いしたいと考えております。

次に、実際の見学方法について、御説明いたします。「2 見学対象施設」に記載したとおり、見学に当たっては、事故防止等のため、見学通路を設定することを考えております。

「3 見学の申し込み」ですが、先ほどの説明のとおり、区ごとに取りまとめをお願いしたいと考えております。資料3ページの「様式第1号」を御覧ください。見学は、3月中の1週間。月曜日から金曜日までの期間を設定し、希望日時を申し出させていただきたいと考えております。資料4ページを御覧ください。下の方、「注」にあります。施設が狭く、見学通路を設定することから、見学は、1回について10名以内でお願いします。11名以上となる場合には、複数回に分けて実施させていただきます。この際、各班の人数の割り振りは、適宜で結構です。

資料2ページへお戻りください。「4 見学の受入れ」ですが、希望日時が重複した場合などには、日程調整をお願いしたいと考えております。お電話などで代替の日時を確認させていただき、その結果を資料5ページの様式2でお知らせいたします。

最後に、見学に当たってのお願いを「5 留意事項」に記載させていただいております。1つ目は、見学者の確認についてであります。見学に当たっては、事故発生時の対応と情報管理のため、お手数でも、身分証明書の提示をお願いします。2つ目は、お守りいただきたい項目を4つ掲げさせていただきました。これらが守られるよう、見学者へお伝え頂きたいと思っております。

以上のような手順を考えております。御理解と御協力がいただければ、実施したいと考えております。以上です。

<議長>

はい、どうもありがとうございました。浸出水処理施設等の公開につきましてご説明を

いただきました。これに関しまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

<委員>

はい。

<議長>

はい、お願いします。

<委員>

実施の要旨の2ページですね。2ページの1番目に、区長さんが必要と認めた方に限りという表現がされているんですけども、以下勿論この施設に入って事故があったりしてはいけませんから、様々その見学される方がどういう方であるのかを事業団として、センターとして把握する必要性がある。これに類する、必要となるものを提示をお願いすることは別に私も構わないと思うんですけども、あの、区長さんの判断で、区長さんが必要という判断を、区長さんに任せる、任された区長さんは大変だと思います私は。どういう判断をすれば良いのか、どういう人に限って良くて、どういう人がいけないのかの判断を区長さんは何を基準に決めなくてはいけないのか大変、区長さんにしては逆に悩ましい問題に私はなると思います。

ですから、これはあくまでもこの地域に住んでいる人達であればどなたであれ、本来この施設の情報開示はそういう精神で、公害防止協定に基づいて運用されているはずですから、ここは、私は必要のないこと、かえって区長さんに負担を与えることになるという風に私は思いますがその点はいかがでしょう。

<議長>

はい、ただ今のご質問についていかがでしょうか。

<事務局>

先程説明しました通り、従来から水処理施設については維持管理上の問題、安全管理上の問題で広く一般に公開するような施設となっておりませんで、一般的には公開していないという状況の中で、ただし、安全管理委員会の皆様には施設の詳細等を知っていただく必要があるかと思ひまして、施設を前回見ていただいた訳なんですけど、それにつきましてそれを拡大してですね、一般の方に公開するということはやはり出来ないという考えの中で、そうは言ってもこちらとしては区長さんに見ていただいたものを地元の方にフィードバックしていただいて、それでも、フィードバックしても納得していただけない住民がいるのであれば、それは、じゃあ区長さんが実際に見てくれば良いのではないかと判断

していただいて、申し込みをいただきたいと考えてこのようにさせていただきました。

ですので、基本的にはですね、広く一般の方に見ていただくということはこれまでどおり出来ないと言う風に考えております。今回は、そうは言ってもということで区長さんからお話しがあれば区長さんが見ていただく延長線上、特例という形で見ていただきたいと言う風に考えてこういった提案をさせていただいております。

<委員>

はい。

<議長>

はい、お願いします。

<委員>

全く私が前回ですね、この会議の中で提案させていただいた私の趣旨と受け止めている事業団の認識が大きく違っているなというのが今の今回のケースで改めて認識をしました。

私はもうこの施設に関しては、操業するのに支障のない限りは、施設内は、施設に関してはいつでも地域の市民の皆さん、地域の住民の皆さんにいつでも見ていただく。それは事業に支障の無い範囲、もちろんいつ誰が来ても受け付けますということで無くして、一定の制限の中で、しかし、お見せすることに関しては、いつでもそれは応えられるというのが本来のこの公害防止協定に基づいたこの施設の公開性の基本だと言う風に私は理解しておりました。

ですからそれに基づいて処理施設の中に関しても、危険性のある部分についてはその、対応していただいて、危険性の無い環境の中で、この地域の住民の皆さんが希望する方には見せていただくことが本来の主旨に合うものとずっと感じておりました。

今のご説明を聞きますと、本来は、見方によっては見せたかないと、一般の人達には公開したかない、しかししょうがない。あまり区長さんの方から申出があったり区長さんに願いがあれば、区長さんの判断でしょうがない、じゃあ見せてやらあ。そういう風に受けとめられる趣旨で、本来のこの公開の精神とは違うと思います。

ですから、私はそんな判断を区長さんに求めること自体、私はおかしい事だと言う風に思います。ここ自体が公開していくんだという方針で運営しているということを従来からお話をされているわけでありますから、ここに関してもそんな制限をする必要は無いと思います。希望があれば、希望を区長さんに申出て、区長さんから伝えていただくくらいの事はあっても良いと思います。そして、それも回数も大変でしょう。先ほどいつでも受け入れるという訳にもいかないでしょう、仕事に支障がある。ですから3月という期間を限定するのも結構です。しかし、希望者にはどなたでも見ていただける環境にしていくべき

だと私は思いますので、今のお考えは違うと、本来の主旨とは違うと私は受け止めざるを得ません。で、そういうものにあっては、そういう方法で公開すべきではないと私は思います。

<事務局>

よろしいでしょうか。

<議長>

はい。

<事務局>

「必要と認めた。」という言葉にひっかかっていらっしゃるかもしれないんですけども、それほど重い意味ではなくてですね、前回のお話をうかがう中で、地域に見たいと言う声があるのか、そういう声が区長さんのところに届いているのであれば、区長さんを経由してという、先ほどの委員がおっしゃったような、そういう意味合いで結構ではないかと思うんですね。ただ、その区域区域によっては、そういった声がありやなしやという、そういった地域の事情も色々あるかと思しますので、そういった点で区ごとにですね、お声掛けいただきまして、そういった希望者の方については今回を受け入れをさせていただきたいという趣旨でございますので、あくまでそこで区長様が、Aさんは良い、Bさんはダメと選別するという意味で必要と認めたと言う事では無くて、区の事情として地域の住民に見ていただく事が必要があるというご判断をいただいた場合には、とその程度で受け止めていただければ結構かと思うんですけども。

<議長>

はい。ありがとうございます。

<委員>

はい。

<議長>

はい、お願いします。

<委員>

あの、もちろんそれぞれの区によって色々な関心を持たれる方、関心の度合いも当然差もあると思いますが、基本線を決めるわけですから、基本線としてはどなたでも、住民

であれば、申し込みを区長に出来、区長がそれを取り次いでいただくと言うことが出来る程度にさせていただいて、区長が必要と認めたという風な表現になっちゃいますと、もうまったくここで言われている表現は今事務局がおっしゃった趣旨とは違うと私は思います。ですからそこをそういう風に受けとめられるような表現にやっぱり変えていただかないと。これは、今後この趣旨に基づいて運用されるわけでありますから、ここに、区長が必要と認めたと言う風に趣旨に書いてあると言われちゃいます。それが、当然、その判断基準になって来ると思いますので、ここの表現はそういう風な事を含めた表現に、私は改めていただく必要があるのではないかと言う風に思います。

<議長>

はい。

<事務局>

あの、先ほどご回答もうしあげました通り、私どもの意思といたしましては、区ごとに取りまとめをしてお申込みいただきたい、ということに尽きますので、認めた方に限りという表現が適切でないというご指摘をうかがいましたので、この点につきましては表現を改めさせていただきたいと思います。

ただ、手続きに関しましては、情報の整理、その他の問題もありますので、是非、区長様のお手を煩すことにつきましては是非ご了解をいただきたいと考えております。

<議長>

はい。

<委員>

例えば、文章が、見学は区ごとに行いますので、区長さんにご相談ください。とか。

<事務局>

はい。区ごとにお申し込みください、区長さんに取りまとめをお願いしますといった、平たい言い方、内容に代えさせていただきたいと思います。

<委員>

ご相談ください。くらいで良いんじゃないですか。

<事務局>

はい。

<議長>

では、少し文言を変更していただくと言うことで、委員の趣旨を反映させるような形で運用していただければと言う風に思いますけども。そんなような事でよろしいでしょうか。他に、ご質問、ご意見はございますでしょうか。ではよろしいでしょうか。

(異議なし。)

<議長>

では、今申し上げたような形で対応していただくということでお願いしたいと思います。それでは、その他の2点目ということで、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

<事務局>

その他として、2つ目ですけども、前回の安全管理委員会で、委員から想定外の降雨等による災害への対応について御質問があり、事業団からは設計上、十分な考慮がなされている旨を回答し、当委員会ではそれ以上の質疑はなされませんでした。

その後、委員会を傍聴されていた方から、「事業団の説明が具体的数値等を示さず、簡易に過ぎるので、詳細な説明をする」ようご要望をいただき、事業団では要望に応じて説明会を開催しました。この場をお借りして、安全管理委員会の場以外でも、地元の皆様の要望に対応をさせていただいていることを御報告申し上げます。

なお、説明会においては、建物の耐震性の想定震度が震度6強であること、廃棄物の貯留堰堤や防災調整池は、大雨による水圧により損壊しない強度があること等を書面及び口頭にて説明し、質疑を行ったところでございます。

また、説明会で追加質問がありましたが、これに対しては、書面により、具体的なデータを明示し、最近の気象状況でも施設の汚水の処理能力は余裕があること等を回答いたしました。

事業団といたしましては、今後も気象データの収集に努め、施設の安全性の検証を継続して参ります。

なお、今後、開発や処分場設置に係る許認可を行う行政庁において、施設の設計基準を見直し、新規施設のほか既存施設についても補強・改良等を行う必要があると指導がある場合には、速やかに対応したいと考えております。以上です。

<議長>

はい。ありがとうございました。今想定外の降雨があった場合の対応につきまして事務

局から補足の説明をいただきましたけれども、これに関しまして改めてご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思いますけれども。

<委員>

はい。

<議長>

はい。

<委員>

あの、今一般の市民の方からの要望において説明されたということですがけれども、今日でなくてももちろん構いませんので、その時のデータ、関係の資料ですね。私たちが区民の皆さんから聞かれたときに答えたいと思いますので、資料を次回で結構ですから是非出席している委員にも配っていただけたらとお願いをしたいですけど、いかがでしょうか。

<議長>

はい。この件に関していかがでしょうか。

<事務局>

分かりました。ご用意させていただき、次回かあるいは郵送で送らせていただきます。

<委員>

よろしく申し上げます。

<議長>

はい。お手数をおかけしますがよろしく申し上げます。

他に、ご質問、ご意見ございますか。

<委員>

はい。

<議長>

はい、どうぞ。

<委員>

今ですね、前回の議論の中で早速事務局の方で対応いただき、大変ありがたいなと思っているのですが、前回私もう1点のお願いをさせていただきました。それは、漏水検知システムのデータの開示に関してですね、お願いをさせていただきました。そして、それに関して、回数を減らす議論の中で、回数を減らすと同時にその情報開示も併せて一緒に検討していくということを確認決めさせていただいたように私は理解をしております。

で、早速施設の見学については対応していただいたんですが、漏水検知システムのデータに関しまして、量的にかなり膨大なものになることもあったり、それから、それを開示、見ていただくのに、見ていただくやり方等も含めて様々、今回、施設を見学すると同じように、開示の仕方等も含めて事務局で検討していただかなくてはならない部分もあるかと思いますが、是非今ここでとは申しませんので、是非次回までに、開示の方法、どういう風な形で開示するとすればどういう風な形で開示することが出来るというところを、明確に、今回の水処理施設の見学と同じようなスタイルでご検討いただいて是非この委員会で提示していただく事ができたらなと言う風に思っておりますが、いかがでしょうか。

<議長>

はい、では今のご要望に対してお願いします。

<事務局>

生データの開示につきましては、過去も開示請求をいただいて、それに対する一応の決定が公式に出ておりまして、不開示という形でなされていますので、私どもの段階で過去の決定と違う取扱いをするというのはなかなか難しいのかと考えております。これが1点です。

もう1点ですけれども、従来からですね、生データという事では無くて私たちが日々確認をしております、毎日のその、図になった、色分けしたものについては、日々出力をしております私どもはそれを確認しておるわけですが、それにつきましては例えばですね、玄関を入ったホールの所に水質の計測の結果ですとか、あとは我々の決算ですとか、情報公開というところで、掲示をさせていただいておりますけれども、そういったものとあわせてですね、ファイルに閉じこんだものを図の形で見ていただくというのは可能かと思っておりますけれども、過去の取扱いもありまして、生データにつきましては難しいと考えております。

<議長>

はい。図にした形のものをということですが、よろしいでしょうか。

<委員>

ええと、この委員会の中に過去、例の何回か問題が発生した時点で様々やり取りさせていただいたことがあるんですけど、生データがこの委員会で示されたことはないですね。

<事務局>

生データにつきましては、過去に漏水検知システムが異常検知した際に、その場所に限定してご覧いただいたということはあるようです。

<委員>

この、委員会の場で。

<事務局>

この委員会の場で、はい。

<委員>

データとして、資料として出していただいた。

<事務局>

はい。

<事務局>

すいません。安全管理委員会ではなくて、原因究明調査の調査会の方で出しております。

<委員>

専門委員の皆さんに、委員会の中で提示をされたことはあると言う事ですね。

あの、私が申し上げているのは、私も以前一度お願いをして、委員という立場で、この責任者の方、関係の職員の皆さん立会いのもとで、データを見せていただいたことはあるんですけど、それは生データでは無かったですよね。今、事務局がおっしゃった資料です。私が申し上げているのはその資料です。それを是非見せていただく事が出来ないかと。

<事務局>

ということであれば、それは過去何か月分かという形にはなろうかと思えますけど、当然私どもデータとしてのストックもございますし、それとは別に簿記なりですね、他の情報公開と同じような形で提供させていただきたいと思えます。

<委員>

すいません、よろしいですか。その情報公開というのは、手続き的にはどこへ申し込む。県、ここで良いんですか。

<事務局>

今掲示しているものと同じ扱いで。

<委員>

今掲示しているものと同じ扱いということ。わかりました。

では、いつお願いしても良いと言う事ですか。事前にご連絡を差し上げれば。

<事務局>

そうですね、どなたがいつ来ても公開できるような形のもので、綴りこんだファイルをご用意をさせていただきたいと思います。

<委員>

わかりました。はい。

<事務局>

あの、すぐ一両日中とかそういう訳にはまいりませんが、速やかに公表用のデータを整えさせていただきます。

<委員>

ありがとうございます。あの、私の申し上げたいのはそこですから、もう十分です。それで、そういう対応をしていただければ。よろしくお願いします。

<議長>

是非、そういう対応でお願いしたいと思います。

他いかがでしょうか。

<議長>

他にご質問、ご意見等無いようですので、全て説明終了したということにさせていただきます。

以上をもちまして本日予定をしておりました議事につきまして全て終了いたしました。委員の皆様には議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

これで議長職を解かせていただきます。ありがとうございました。